

## 島本町総合計画審議会 第1回「第2部会」 要点録

(令和元年 11 月 19 日作成)

1	会議の名称	<b>島本町総合計画審議会 第1回「第2部会」</b>		
2	会議の開催日時	令和元年10月23日(水) 10時～12時		
3	会議の開催場所	島本町役場地階第五会議室	公開の可否	㊟・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	総合政策部政策企画課 ※その他、第2部会所管分野に係る担当部局の職員も出席 (危機管理室、都市創造部、消防本部、上下水道部)		傍聴者数  5名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	(この欄は斜線で消す)		
6	出席委員	大西委員、厚東委員、小林委員、小山委員、中瀬委員、山本委員、吉田委員 (五十音順)		
7	会議の議題	1 部会長・副部会長の選出について 2 第五次総合計画・基本計画の策定に向けて 3 その他		
8	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 15</span> 策定スケジュール</li> <li>● <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 16</span> 第五次総合計画・基本計画(素案)</li> <li>● <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 17</span> 第四次総合計画に係る施策の実施状況</li> <li>● <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 18</span> SDGsについて</li> <li>● <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">参考資料</span> 部会名簿、財政状況参考資料</li> </ul>		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

## 開会

事務局 (部会長選出までの間は事務局が進行)  
(出席委員数の確認 ⇒ 配布資料の確認)

### 1 部会長・副部会長の選出について

事務局 案件1「部会長・副部会長の選出について」ですが、島本町総合計画審議会条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、部会長副部会長選出いただきたいと思いますが、いかがさせていただきますでしょうか。

委員 事務局から、何か案はありますか。

事務局 【部会長に吉田委員、副部会長に中瀬委員を推薦】

(異議なしの声)

事務局 それでは部会長に吉田委員、副部会長には中瀬委員に就任いただきます。部会長・副部会長から挨拶をお願いします。

(部会長・副部会長より挨拶)

事務局 この後の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしく願います。

(部会長、各委員の自己紹介)

(傍聴許可、傍聴者入場)

### 2 第五次総合計画・基本計画の策定に向けて

部会長 案件2、「第五次総合計画・基本計画の策定に向けて」について、事務局より説明願います。

事務局 (資料15～18及び参考資料に基づき、策定スケジュール、審議の進め方等について説明)

部会長 進め方等について、ご意見がありましたらおうかがいします。

委員 資料17(第四次総合計画に係る施策の実施状況)についてです。実施状況について表で出させていただきましたが、廃止になった事業も書いていただかないと振り返りにくいです。廃止項目を足していただくことはできないですか。

事務局 こちらは現在も進行中の第四次総合計画に基づく各施策の項目がございますので、そちらに基づいて、検討中や一部実施といった形で現在までの実施状況をお示しております。項目ごとに廃等止とは記載していませんが、その中の記載として、実施や廃止、変更については掲載しております。

**委員** 中にとというのは、例えば実施状況の実施という欄の中に、文章で書いてあるっていう意味ですね。実施か廃止かを欄で分けているわけではないということですか。何ページとかではなくて、第二幼稚園が廃止になったり、町営プールがなくなったりだとか、公共施設の管理の中ではその項目は、いらなくなるになります。それから都市計画道路の計画も全部廃止したと聞いています。廃止したことが書いていないので、何が消えていくのか第四次総合計画と比較しにくいです。

**部会長** 総合計画は、大きな船をどちらに向けるかということをしてできるだけ言葉で規定するような話です。具体的な、今おっしゃったような一つ一つの何を廃止したかという施策に関わる話は、おそらく議会等のいろいろな審議を経て、行われているため、おそらく今発言いただいたような内容についてはここに含まれてはいないと思います。むしろ総合計画は、大きな方向性を示すものなので、それがどういうふうに第五次で少し向きを変えようとして、そのためにどんな言葉が入っているのかと言ったところが結構重要な話になってくるので、どこまで用意できるかわかりませんが、どんなところが第四次の中で町がどういうふうに変ったのかを、いろいろな参考資料を読みながら見ていく必要があります。また、この第五次では、新しい方向性ですね。第四次とは少し違って、どういうところが必要だと感じていらっしゃるのかと言ったところについて、是非いろいろなキーワードを出していただくことが、いろいろな疑問に思っていることや、これはどうなっているのかというところがあるかと思うので、具体的にぜひ、いろいろ意見を出していただけたらと思っています。

総合計画は個別の施策体系をパックしたようなものではないので、これはもうやめましたとか、これは事業仕分けみたいにもうやめます、これはまだ継続です、みたいなものとは主旨が違うということはお理解いただけたらと思います。それで必要な資料については具体的に言っていただければ事務局のほうで対応していただきたいと思っておりますし、この場で難しい場合は、書面等でいただきましたら、この時間で十分に議論がなかなか進まない場合は、次回部会までに少し関連するような資料を御用意いただくという対応を取らせていただきたいと思っています。

**事務局** 資料17で一例を申し上げますと、67ページでございます。こちらのスポーツ・レクリエーションの項目ですが、基本的に開始した、廃止したという主な動きについては、なるべく書くようしております。この中でプールとキャンプ場の項目がございますが、項目の実施状況としてプールとキャンプ場は、実際に廃止しておりますので、それぞれ終了と記載しています。その他でも各事業で止めたもの、変えたものについて、なるべく主なものは記載しております。またそれぞれの分野ごとに見ながら、議論の参考としていただければと思います。

**委員** (資料17) 60ページですが、第二幼稚園の廃止については実施として、取組実績の欄に閉園とあります。先ほどご説明いただいた67ページでは、終了と書いてあります。実施か終了か欄を分けていただいた方が見えやすいです。60ページと67ページの書き方です。

**事務局** こちらはあくまでも、この現行の第四次計画の各施策項目の状況がどうなっているかを整理する資料でございます。幼稚園施設の充実項目が第二幼稚園も関連してありますが、町としては民間園も含むすべての幼稚園がなくなったわけではございませんので、その中で第二幼稚園の閉園という事項は書いてある。その中で幼稚園施設の充実というのは、他を含めて実施しているということで、ここでは終了と実施に分

けて表現していないところです。

**委員** 資料の書き方をわかりやすくしていただかないと、共有することが難しいというか、これは終わってこれは続くということを共有してから議論を進めたいと思います。こうやって説明を受けるだけでも30分ぐらいかかります。これで大体2時間くらいでやろうということですが、実際に審議に入れる時間がすごく限られていて、やはり一回終わってから、こう言いたかった、これを確認したかったと出てくると思います。次へ次へそのまま進むのではなく、ちょっとくらい戻れる余裕といいますか、そういうものを作っていたらというのと、あまり長い時間になる場合には、休憩など入れていただけたらと思います。

**部会長** 今のご意見に関しましては、この部会の中で発言しなかったものについては取り扱われないということにはなりませんので、基本的にはお気づきの点がありましたら、この部会が終わった後に、紙に書いていただくとか、いろんなことをしていただいて事務局に提出していただければ、次回の部会までにそれに対する対応をさせていただきたいと思います。この時間については、できるだけ、おっしゃっていただいたように多くのご意見と、せっかく委員が集まっていますので、それぞれの意見に対して、各委員からのいろんな意見をより深めていくための時間にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**委員** (資料17) 20ページの林業の振興の部分で、林産物のPR、間伐材の有効活用と書かれておりますが具体的に何かされたことがありますか。

**部会長** 2項9節農林業の振興のところです。過去にどんなことをされているのかについてお聞きしたいということで、事務局の方をお願いします。

**担当課** 林産物のPR、間伐材の有効活用ということで、どういったものがあるかということですが、林産物のPRとして、農林業祭などでブースを出させていただいています。あと、年に一回程度ですが、広報で林業の特集などをさせていただきました。広報では、林業の現状や今年の台風21号で荒廃している状況をお知らせすると共に、今後どういった形で、この荒廃した森林を整備していくかということも、合わせて検討しているところでございます。そういったことを広報等でPRさせていただきたいと考えております。

**委員** 最初に、資料16について申し上げます。参考指標として、例えば10ページでは、森林ボランティア登録者数等が載っていますが、ものによっては、これだけ出されてもそれがどう評価してよいか、多いのか少ないのか分かりにくいので、他の市町村でどうか、そういったことが適宜あれば、全ての項目でそういうものが必要とは思いませんが、少し直感的にわかりにくいものがいくつかあります。例えば26ページの特設健診の受診率が37.4%と載っていましたが、これも果たして島本町が良いか悪いかよくわからない所があるので、そういったことも配慮していただけたらと思います。

**部会長** 資料の構成上、重要な参考指標について、例えば全国とか大阪府と比較できないかということなので、事務局で検討していただきまして、次回以降どういう対応が可能かということでご報告いただきたいと思っております。

**委員** 1枚ものの「参考資料」をいただきましたが、何かこれだけ独立しているように書き方が違い、資料番号がふってないですが、少し違和感があります。(参考)としか書いていないことと、項目名に(歳入)(歳出)とありますが、普通かっちはいらないです。項目のかっただけはおかしいので、番号をふっていただきたいのですが、これからも振りかえる時すごく必要なことがいっぱい書いてあると思うので、参考だけで終わると、もったいないと思います。

**部会長** それは総合計画の中でもありましたように財政見通しについてできるだけ速やかに出してほしいということで事務局の方で対応していただいたものだと思います。本来ここでは2、3章6章を議論していくために参考となる資料という位置づけですのでこういう財政状況だということを理解した上でという意図があったと思いますが、事務局のほうからコメントありますでしょうか。

**事務局** 5月の審議会の際にも財政状況の資料として1年前の中期収支見通しに基づくグラフを出させていただきました。その時も参考資料ということで全体を議論していただく際の財政状況等について、参考としていただくということで、そういう位置づけをさせていただいています。資料としては他の番号付き資料と同じように公表し、審議の際にもご活用いただけたらと思います。

**部会長** 書き方等についてはまた、ご検討いただきたいと思います。

**委員** 9月30日に基本構想が議会で可決されたということですが、その時に議員からどういう意見があったかを知らないです。島本町のホームページは議事録が出るのがすごく遅いので、全然わからない。私がわかろうと思ったら、録音データを情報公開請求したらそれでいいですが、私だけわかってもしょうがないので、次回でもいいですが、どういったことが我らの非常に長い時間をかけて議論したことをどう評価されたかすごく興味がありますし、今後それが参考になるかもしれないので、ちょっとその内容を次回以降でいいので聞かせていただけたらと思います。

**部会長** この総合計画に係る内容と議会の内容については、きっちり分けて、独立して進めさせていただきたいと思いますので、もちろんそういうことに対する資料があれば、そういったことに対して傍聴されるとかいろんな手段があることだと思いますが、それがこの総合計画の中のいろんな所に影響するというご意見でしょうか。

**委員** もう一度議員さんがどういった観点で何を述べられたという。

**部会長** ここでは計画の方向性について議論をさせていただきたい場なので、基本的にはそれにかかるような参考となる資料について、必要があれば準備させていただきます。議会等で議論されている内容がどうということこちらが影響を受けることは、基本的には独立した機関ですので。

**委員** あっちはいけないということですね。

**部会長** よろしくお願ひします。他、いかがでしょうか。それではまた後からお気づきの点がありましたら、順次いただくということで、早速、基本計画各章の審議ということで、進め方については、皆さんのご意見

を聞いてそれをより良い計画に反映していくということで、本体としましては、資料16に関する内容をこれから事務局に、担当する2章、3章、6章を、一章ずつ説明していただきたいと思っています。時間の目途としまして今日は第1回目ということと、2章のボリュームが多くなっていますので、今日は2章に関わるところについて、事務局から説明していただいたあとに、関連する内容についてご意見等をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**委員** 確認ですが、まとめるときは参考指標を省いた形になりますか。

**事務局** 資料16が冊子になる時には多少デザインは変わりますが、基本的に計画本体として載せていこうと考えている各項目がこのような構成で、参考指標も含めて、基本計画とする予定です。

**部会長** 資料16の基本計画に係る部分について、この文章も含めて、より良いものにしていくことが最終成果になるかと思っています。もちろん全体会での議論も踏まえて、先ほどありましたように掲載、作り方ですね、その指標について全国平均とかそういったものを入れるのかどうかについても、またご検討いただいた結果がどうなるかと、いうところもあるかと思っています。早速ですが、基本計画各章の審議に入りたいと思います。事務局のほうから、まずは2章について説明お願いいたします。

**事務局** (資料16・基本計画素案の第2章について説明)

**部会長** ただいまのご説明とそれから少し参考になると思いますのは、資料17で第四次の時に同じ第2章がどういう項目が立っていたのかということ踏まえて、大分違いがあることをご理解いただけたと思います。こういう新しい方向性を将来に向けて進めていくようなところでこんなキーワード、方向性に関わるような内容がどうかと言ったところでお気づきの点がありましたらコメントそれからご質問等よろしくお願いいたします。

**委員** 第四次総合計画の時に自然環境のところ「島本水の文化園構想」が上がっていたと思いますが、これは廃止ということですか。

**事務局** 第四次総合計画では、「水の文化園構想」という計画に基づきと記載しておりました。水無瀬川等を中心とした水の文化園を築いていこうという計画で、こちらにつきましては長く本町でも自然や水に関する部分で、この計画に基づいて動いてきて一部実現したものもございます。計画としては平成の初期に策定いたしましたので、計画期間が21世紀初頭頃まででしたので、第五次総合計画では、それに基づいてとの記載はしていないということです。

**委員** 10ページの「環境教育・啓発の推進」ですが、環境学習について、SDGsで持続可能な環境教育としてラーニング主体として子ども達に自分から考えて行動できるような力を育てていくというコンセプトで、もう何年前から活動しているところはやっているので、そういった言葉自体がまだなじみがないのか、島本町であまりそういうことを聞きませんので、そういう言葉を加えたらどうかと思いますが、どうでしょうか。

**部会長** 10ページの施策の方向の2-1の③「環境教育・啓発の推進」について、学習については本文のほうには少し含まれてはいるのですが、なにかお気づきの点がありますか。

**委員** 言われるとおりです。学習というのはタイトルに入れられたほうが良いと思います。私の個人的意見ですが、環境学習と書いても、もうほとんどおもしろくないです。もし私ならば、これからの町を担う乳幼児たちに対して環境学習を行い、楽しかったと、ふるさと意識を持ってもらえるような施策を出すと意識も高まると思います。着手しているのは滋賀県や兵庫県ぐらいだと思います。

**部会長** 環境意識の高揚を、よりもう少し具体化するような形で検討いただくということで、まだアイデアがありましたら是非ご意見いただけたらと思います。

**委員** 環境学習のことが出たので、先に私の意見を言いたいです。島本町の場合、英語学習にすごく力を入れています。例えばこの環境学習も、それを別個にやるという考えもいいですが、それは時間もお金もいろいろ調整等があると思いますが、例えば英語だったら国連でのグretaさんの演説を英語の時間で聞いてもらったり。既存のカリキュラムの中での方向も、一つアイデアとしてあったらいいかと。今の出ている議論の中での一つの私のアイデアです。

**部会長** 教育に関しては、今回第2章に関しては自然と調和したということで環境学習のところにあるので教育に関わる内容については、もうすでに義務教育の中で英語は含まれているので、具体的なコンテンツについては、また具体施策のところ項目として入れていただくとか、対応は可能だと思いますが、何か事務局のほうで教育関係のところで、SDGsと少し関連するような内容として、キーワードを入れるようなところが他の章にあるのかなのか、この2、3章、6章の中にあるのかなのかについて少し補足説明お願いします。

**事務局** 学校教育に関しては、中心は5-2の「学校教育」の部分で、ここでは教育関係全般を述べています。ただ全てが入っているわけではなく、英語教育については、1-3の「多文化共生」のところにも記載があります。現在議論しております2-1「環境保全」の③「環境教育・啓発の推進」は、環境教育、環境学習の中に学校での学習活動も含んで書いておりますので、どの部分に盛り込むかとしたら、2-1になると考えております。今のところ、5-2は全体的な教育、2-1はその中で学校を含む環境学習について、記載しております。

**部会長** 英語教育に関するアイデアについては承りました。これはまた第1部会で取り組むべき内容、記載すべき内容があるかないのかについて、お伝えいただけたらと思います。

**委員** 今に関連した話ですが、小学校、中学校のカリキュラムはきちきちで、入りようがないです。我々がやっているのはクロスカリキュラムです。クロスカリキュラムで、国語で環境でやる。英語で環境やる。クロスカリキュラムというキーワードは是非どこかで入れられるといいと思います。それと人材育成です。環境学習と言っても誰が担うのかと。幼稚園や保育所の先生に来てもらって、その人たちにリーダーになってもらおうと。ちゃんと実施する人材を作っていないと。そのあたりもどこかで考えてください。

**委員** 「島本水の文化園構想」が消えています。私の記憶では昭和の時代に作られました。今から40年ぐらい前、人口2万人ぐらいの時です、少し早すぎたのか。それを利用して、水無瀬川の堤防を強靱なものにしようということで、ちょうど阪急電車や新幹線が走っているあたりをこの事業でされました。今、島本町はかなり人口が増えてきたし、公園も少ないし、遊び場がない、プールやキャンプ場もなくなったということを耳にするので、この計画をそのまま使うのではなく、この趣旨は生かすことがこれからの時代にマッチングすると思います。

**部会長** 2-3の公園とか、水辺に関わるようなところだと、2-3の中で、キーワードとして盛り込んでいくことも一つだと思います。委員からご説明があったとおり、おそらくバブルに向かって行く時の計画だったので非常に夢もたくさんあって、委員がおっしゃったような少しオーバースペックなものもより右肩上がりに上がっていくという時のいろいろな計画の方向性が示されていたと思います。歳入や歳出がバブル期まで含めてどうだったのかを見ていただくと、おそらく日本全体ですが、すごく乱高下している状況がある程度分かっていただけなのかと思いますが、今、こういう人口減少時代とかいろいろな違う局面を迎えている中でどういうふうこれから着実にまちづくり、それから、この町自体をどういう方向性にもっていきたいのかということについては、今ちょうどこういう総合計画の新しいところで書いていく内容なのかと思います。その点についても時代背景が大きく変わったということを前提に、いろいろなキーワードとかを出していただくと良いのではないかと思います。先ほど委員がおっしゃったように、過去のレガシー、いろんな遺産、過去に作られたものについて積極的に活用していくとか、そういった視点についてもとても大切だと思います。

**委員** 第四次総合計画の冊子46ページで、施策内容のトップに地下水の保全が①として前に出ていますが、今回これが少し後退しているように思います。やはり地下水を守るということで、これが後の水道につながったり、あるいは産業の資源としての利用といった多面的な地下水。島本町では、地下水は大変重要なものですので、これを河川・地下水をはじめというよりも、地下水の保全ということを一表に強く打ち出していきたいと思います。

**事務局** 現在のこの計画案の構成では、2-1-①「自然環境の保全・活用」でいろんな要素を集約させていただいており、冒頭の説明のところで、まず水が出てきて、次は緑が出てくるという形で記載してはいますが、水の中で河川、地下水、そういった豊かな水を守るための環境整備という記載にさせてはいただいているのですが、確かに、地下水に特化した記載ではありません。そのあとは、森を守ることも水に繋がるのですけれども、今のところは、水と緑で一つずつ、それぞれ冒頭で記載しているというのが現状です。

**部会長** 地下水というキーワードをどこかに、上下水道なのか、それとも環境保全の中なのか、特に総合計画の中で過去にあった水質の調査とか、そういったこともされていたということなので、その辺りのエビデンスを含めて、参考指標の中に入れるのかどうかも含めて検討いただけたらと思います。

**委員** 10ページの施策の方向2-1-①「自然環境の保全・活用」ですが、「森林・農地などのみどりを、所有者はもとより、多様な主体により保全する取組を推進」とあります。生物多様性保全・創出ガイドラインを町で作っていますが、この前、ふれあいセンターから見える桜井の土地が開発されました。何十年も森になっていましたが、今、更地になっています。あそこにヒメボタルがいたので、少し残念だと。考慮

した上での開発があってもよかった。今後、JR島本駅西地区の開発においても生物多様性という意味ではドジョウがいたり、いろいろな生き物が生息しています。鳥もそうです。ここの表現ですが、所有者はもとより、事業者に対する注意喚起と言いますか、せっかく生物多様性保全・創出ガイドラインがあるので、そこを少し強調したらどうかと思っています。

**部会長** キーワードが入っているので、おそらく今おっしゃったのは事業のプロセスの中で環境アセスメントとか、いろいろな局面の中でいろいろなガイドラインを満たさないと、事業が実施できないというようないろいろな仕組みが実はハードルがあるため、その事業の実施の段階で、ちゃんと実証するということが法的にも定められている事項ですので、基本計画、総合計画の中では具体的なところについて、より何かプラスアルファ、取り組もうとしているところに関していうと、主旨が少し違うと思いますので、もちろん最初のところで豊かな自然環境や生物多様性というところから始まっているところに、どちらかというところから環境保全というのを町としては最初に取り組んでいきたいという思いが現れた記述の順序とか、そのあたりについてはもう少しの工夫として、考慮できる場所があると思いますので、事業の手続きについて基本計画の中には書きづらい内容かなと思います。

**委員** 細かいことは書きづらいことは私も承知しておりますが、「多様な主体により」という表現が私には曖昧に見えて、やはり事業する方は、分かってないとその物理的に何かをするっていうのはあくまで事業者の方ですから、事業者という言葉が入れられたらという私の考えで主張しました。

**部会長** 所有者はもとより、というところを、事業者と開発事業者等のキーワードについても盛り込めるかどうかについて、事務局のほうで検討いただきたいと思います。

**委員** 関連しまして、9ページの1行目に、豊かな自然環境と生物多様性の確保・保全とキーワードを入れられたら、さらに生物多様性の意味が出てくると思います。二つ目は、地球温暖化防止についてです。1992年リオサミットでの二つの地球環境問題に関して、島本町は考えたよという確認ができると思いますので丁寧に書いていただけたらと思います。それと、10ページの生物多様性の話ですが、島本町でもっと自慢しないといけないことは、データベースを持っているということです。大阪府のどこの町を見てもありません。これだけ良いデータを持っているのは島本だけです。それをしっかりとどこかに書いていただいたらいいと思います。先ほどの事業者さんの話が出てきますが、今私が一番気にしていることは太陽光です。太陽光を規制する法律がありません。ため池や斜面地の上に置かれて大変なことになっております。再生可能エネルギーの活用は、丁寧に書いておかないといけない。太陽光が、20年経ったら、リサイクルできない。そのあたりの問題もしっかり踏まえて議論する必要があると思います。燃料電池車で3、4日生き延びたといった話がありますので、燃料電池車について、どこかに入れておかれたらいいと思います。9ページ、10ページで気づいたことです。

**部会長** キーワードの変更等も含めて事務局で再検討させていただきたいと思います。

**委員** 「自然環境の保全・活用」の二つ目の丸のところですが、森林を保全する取組を推進しますと記載されています。森林の保全はとても難しいです。農地は、担い手、跡取りがいらないため、困っておられる。島本町だけじゃないです。地方は、農地面積が大きいので10ヘクタールとか20ヘクタールあると、それ

くらいを機械化で30分やると、生活できる収入を得られる。ところが都市農地のような島本町の場合は、10アールか20アールぐらいの農地所有者でも、趣味ということでしかない。やっておられると、全然生活のプラスにならないといった状態です。作る方も、若い方もいない。島本町が今後どうなるのかと、私も真剣に考えていますが、市街化区域では、田んぼを手放して建物に変わる。心配は、調整区域です。調整区域は、住宅は建てられない、田んぼはしないと山に戻ります。調整区域で、転用可能なもの、例えば資材置き場や公共施設とか。そういうものに、ほとんどの都市は変わってきています。一つの方法として、住民が、市民農園を作って、農地をできない人のものを預かって、農地を守る、保全するというのを考えていかないといけないと思います。

**部会長**

地方都市では、昔の兼業農家が持っていた土地を大規模耕作者がまとめて一括してということで、規模的にはもうなかなかかなわない。その中で、小さな規模の農地が市街化区域にあると、どうしても維持が難しいところがあって、その辺りが、開発するのか、その土地を保全していくのか、といったところが大きな課題になっていますが、ベースにある都市計画制度の中で言うと、市街化区域という中に農地が入っている以上、税制であったりとかその土地の生産性みたいなことを検討した時に何がベストなのかということは、土地の所有者であったりとか、その場所がどこにあるかということで、いろいろな制度を駆使して、どういうふうにしているのかということがとても重要だと思います。それで、いただいた市民農園という考え方は、こういったキーワードで、今子どもに対する環境学習というような対象を特化してないですけども、市民に対する市民農園というような、それは農園、単純にその作物を作るということではなく、そういった、お互いの置かれている状況をちゃんと理解するための総合学習の場として、そういったことが可能かどうかということ、キーワードを環境学習の中に入ることができないか、その辺りについては事務局の方でご検討いただきたいと思います。

**委員**

先ほどの意見は、そのとおりだと思います。もう一つ大事なことは、水路と農道をどうするのか。水路と農道を守ったら、歩道のネットワークできます。日本はほとんどそれを失敗しています。水路と農道をしっかり。農地と都市が混じる斑模様の町は日本独特で良いと、風景論ではあまり適切な表現じゃない。逆に言うと防災で役立ちます。いざというときに避難地になる。阪神淡路大震災後にいろいろな町で都市と農地が協定結んでやっています。防災にもよい。今アメリカで流行っているのはフードバンクガーデン。食料を蓄えるための庭。我々の食料蓄えているのは農地だと。台湾はタクティカルガーデン、とりあえず屋上で菜園作ろう、みんなの食料ができるんだと。そういうことは市民がやるわけです。まさに委員が言われた話を条例等でどう作っていくのかという世界です。農地を触ることは、なかなか難しい状態にあります。調整区域はどうあるべきかということも含めて、先ほどの話をされたらいいと思います。

**部会長**

都市農業に関しては、土地を必要としない農業も現れてきて、今オランダでは日本にプチトマトを輸出し、日本よりも競争力が高いということで非常に農業自体も変わってきたという状況があるかと思えます。

**委員**

確認です。10ページの森林ボランティア登録者数が、増加傾向と書いてありますが、第四次計画の実施状況の冊子4ページに森林ボランティア養成講座参加者の減少とありますが、一体どちらが正しいか教えてください。

**事務局** 参考指標の表の見方ですが、右側に現状、方向性の項目があります。現状は、可能な限りの直近値を記載しております。その右の方向性は、この10年を見据えた今後の方向性という形で記載させていただいております。今後10年後を見据えて増加方向をめざします、または減少をめざすと、矢印で今後の方向性を記載させていただいております。目標に当たるようなものという形で記載しております。

**委員** 第四次計画の実施状況の先ほどの同じ4ページに、課題のところ、台風21号による森林被害の復旧とあります。今ハイキングに来られる方がポンポン山に行くには、島本駅からどういったルートで行けるようになっていますか。

**担当課** ポンポン山へ行くルートについては、大阪府環状自然歩道が現状整備されております。ただ、環状自然歩道も本線に関して、今現場は通行止めということで、迂回路の対応をしています。長谷林道というところを通って大沢に抜けまして、大沢から釈迦岳に向かう道も風倒木があるので、そこもまた迂回路みたいな形ですね、大阪府が整備に向けて進めているところがございますので、今現状としましては、通行止めになっているところがありますが、大阪府と調整させていただきまして、そこがきちり整備でき、通れるということになりましたら、ホームページ等でお知らせをしていきたいと考えているところです。

**委員** 今の説明に少し補足させてもらいます。私は、大阪府の環境保全指導員として、毎月2回大阪府の環状自然歩道を歩いています。島本町の環状自然歩道は、若山神社から尺代に抜ける道があります。竹藪の中を歩いて、尺代の村に入りまして、従来だったらそのまま水無瀬溪谷を奥へ入って行って、乙女の滝からも少し奥に入るとそこから山道になって、ギロバチ峠というキャンプ場のあったところに抜けるという道が、そこから大沢の村を通って、そのまま奥に入っていきますと水晶谷というところを通って一本杉というところを通り、釈迦岳を通過してポンポン山に行きますが、そのうちの尺代の部分の乙女の滝から奥に入るところがものすごい風倒木があって全然通行できないです。通ることはできますが、一応危険ということで、通行止めになっています。今おっしゃったように、尺代から長谷林道を通って、キャンプ場のところへ出る道がありますが、それはつい最近整備が整いまして、きれいになっております。ところが最後の少し植林の人工林がありますが、人工林のところ、ところどころ支障がありますが、ハイキングというのは、舗装道路を歩くことではないので少し風倒木があっても、本当に台風直後、風倒木があると枝が丁度檻みたいになってしまっていて通行が困難でしたが、普通のところは、それを乗り越えたり下をくぐったりということで行けます。だから、ハイキングの人がそれぞれのこぎりを持ってまして、支障なところを切って、ずっと歩いて行っています。直後くらいから通っている人が多かったです。行政としては危険として、通行禁止になっていますが、そういうことで通れます。大沢から善峯林道っていうのがありますが、そこはものすごい風倒木で全然通れないほどでしたが、そこはいち早く町の方から風倒木を整理しまして、ちょうど長岡京との境まで行けるようになっております。長岡京との境のところ、道がありまして、そのうち釈迦岳を通ってポンポン山に行きますが、風倒木がひどかったです。最近そこも風倒木がかなり整理され、通れるようになっております。今言ったようなルートで行けると十分に上がれます。

**部会長** 環境保全という言葉が強すぎると実は自然というのは人を遠ざけていく方向に、今どちらかというところ、あまり人が入らないようにとか誤った考え方があって、今おっしゃったその山に行って状況が分かって、そこでちゃんと自然保全が図られつつもちゃんと人間が利用していくというところについても、上手くどう

バランスさせるのかということが世界中で課題になっていまして、保全ということが強すぎると、基本的にはそういうところは手付かずの塩漬け状態にするということも当然国立公園とかは、そういう方向に向かっていっているところもありますが、その一方でこういった都市に近いところにある自然については、できるだけ活用しようというところが、そういったところに活用とか風倒木のいろんなマネジメントがあつたりとか、そういうところが可能性を秘めているんじゃないかということを少しおっしゃりたいのかな、と私の方では受け取っております。

**委員** 第四次総合計画の時に言っていた「島本水の文化園」がなくなったということで、キャンプ場もなくなりましたし、そうすると自然と触れ合えるところは、どこなのかなというのがやっぱりあります。今二中の前のところに、ホテルがいて、大きめの子どもさんであれば、ガードレールを跨いで家からも水着を着てあそこに自転車を停めて、下の深いところに飛び込んだりして遊ばれていますが、自転車1台置くこともなかなかできなかったり、ホテルのシーズンになると車が結構止まっていたり。タクシーで来られる方もいらっしゃるんですが、勝手に触れ合っただけで少し寂しいということと、それから若山台に調整池があります。消防署の上のところですが、あそこは野鳥がものすごくたくさんいて、色とりどりの野鳥がいろんな鳴き声で鳴いていますが、それも道からしか見ることができないということは本当に寂しいと思います。せっかく自然がいっぱいあるのに草がぼうぼうで、もう少し希望を書いてもらえたら嬉しいと思います。

**部長** 施策方向の①のところ、今は自然環境について自然に親しむふれあい空間として、散策やレクリエーション、環境学習などに活用しますと記載されていますが、環境整備に関わるようなことについても少しキーワードをよりその自然と触れ合えるような住民活動を支援していくとか、そういったような類のキーワードが入れられないか検討させていただきたいと思います。2-1のところ、概ねいろいろなご意見いただきましたので、またお気づきの点がありましたら先ほど申しましたようにこの部会が終わったあとでも書面等を出していただきましたらいいのですが、2-2、2-3それから2-4について、特にこういったキーワード、第四次と比較していただいてどうかということについて、何かご意見がありましたらよろしくお願いします。

**委員** 確認ですが、手短かに言います。書き方の問題ですが13ページの2-2-①のところ、「都市計画マスタープランに基づき」とありますが、総合計画が上位計画なのでこれに基づきと書いてあるとややこしいことになります。マスタープランの中を見ると総合計画に基づきと書いてありますし、そんなお互い足を引っ張りあうことをやると、いつになっても現実的なプランにならないので、どっちが上位か分かりやすく書いていただけたらと思います。

**事務局** 都市計画マスタープランとの関係で申しますと総合計画が当然最上位でございまして、都市計画がまちづくり分野、都市分野における分野別のマスタープランとして、下に位置します。都市計画関係に関してはこれが上位という形で、今の第四次等でも似たような表現はさせていただいていますが、総合計画に上回るような書き方という意味ではなく、都市計画関連を進めていく時には都市計画マスタープランに基づいて各種進めていくということで、書かせていただいています。また表現については検討させていただきたいと思います。

**部会長** 総合計画は土地利用の用途の区域といったことについては具体的に書きませんが、マスタープランの方では、より解像度の高い住民の権利に関する制約事項も含めてこういったところで少しかかってくる法定の計画になります。ここで決まった内容について、総合計画の内容も含めて推進していくということで、より具体的な、どちらかという都市計画マスタープランの説明でしたが、ご指摘があったのはどちらが上位かということが、勘違いされないようにということなので記載の内容について上位か、下位の計画なのかということについては、再度どこかで説明するようにしたいです。

**委員** 13ページの③「景観形成・緑化の推進」というところで、ぜひ景観行政団体へ早く移行してください。ここで景観行政団体になると、山と田んぼと町、一体にできると思います。そのあたりのメリットをどう生かすのかというコンセプトを持ちながら、景観行政団体にどう移行するんだということを是非考えておいてください。その2行下に、「公園や街路樹など緑化を推進します。」そのとおりでいいですが、植えたらいけないものがいっぱい植えられています。だから神戸市がブラックリストを作りました。本来どういふうに植えていくのか、どういう樹種を選ぶのかということまで、しっかりとそこは生物多様性の話になっていきます。こういった話を是非、下位の計画でやってください。都市基盤のキーワードの一つは長寿命化。もう一つは道路、河川、公園の有効活用です。御堂筋も、今までは絶対触つたらいけない道路を触らせてくれるようになった。

淀川の河川敷で、イベントをやることもよくなりました。公園でいろいろなイベントも自由にできるようになってきました。公共施設をどう有効活用するかという社会が出ていますので、そのあたりのスタンスを是非、この2-3では入れて考えていただきたい。特に公園です。土地を担保してくれるし、施設もちやんとあります。そういうことを狙いながら、いろいろとある施設を戦術的にどう町民のためにやるのかということは、長寿命化と有効活用の戦略で議論できれば、そういう方向性をね、この2-3では出されたいと思いました。

**部会長** 特にライフサイクルアセスメントとか、いろいろなその方法を使って、あまり後手後手に回って、大変な支出にならないような計画的な、今回の庁舎の建て替え等についてもそういうふうな配慮があったというふうに聞いていますけど、インフラに関しましてもそのような考え方をしっかり行政のいろいろな計画の段階に入っていくようにと、大きなキーワードをいただいたように思いますので、2-3のところに入れていくことにしたいと思います。それから、施策の方向の2-2の「景観形成・緑化の推進」で、島本町の特性、地理的な特性を生かしたといったことがよりキーワードとして反映できるようにというご意見だったと思います。特に樹種等も含めて、地域性とかですね、そういったことが大変重要だというご指摘だと思います。そのあたりについてはキーワード中に盛り込んでいきたいと思っています。

**委員** まず12ページの現状と課題の2番目に、開発にあたっては適切な指導によりとありますが、この前の黒丸が4行あります。この話と2番目は繋がっているような気がします。だから黒丸にするのではなく、続けて書いたほうがわかりやすいと思います。この黒丸というのは項目ごとに黒丸があると思いますが、少し話が繋がっていると私は読めたんですが、そこは少し表現の問題ですが少し指摘しておきたいとおもいます。

**部会長** 一つ目の黒丸に二つ目を加えるということですか。

委員 一つ目の黒丸に続けて書いた方が、わかりやすいのではないかと私は感じました。

部会長 開発自体はこれだけに限らないというふうに捉えられるので。

委員 そこは人によっては、誤解があるかもしれないので。

部会長 もちろん、今動いているのはその事業だと思いますが、開発は先ほど山とか市街化調整区域とか、いろいろなところに関わる話なので、そういったこと全体についてここでは意図があるのではないかと私は思います。

委員 わかりました。13ページ施策の方向2-2に行きます。一つは「計画的な土地利用の推進」の中で、三つ目に生産緑地のことが出てきますが、第四次ではファミリー農園の話も出ていたと思うので、少し性質が違うものなのでそれも含めて検討するのはどうかと思います。それから、②「良好な住環境の形成」ですが、1番目の黒丸で「開発行為等の適正化及び」とありますが、開発行為等というのは、どういうことを意味しているのかということがわかりませんでした。これは都市計画法の中で開発行為等というのが、定義されていると思いますが、それによると開発すること、土地を改編するといったことに対する行為のことを言っているようなにもとれるので、曖昧です。建ったあとのことなのか、開発中であってもその工事の仕方によっては、良好な住環境が侵されたりするわけです。開発後は開発後で別の問題も出てくると、その用語は素人的には混乱するのでもう少し皆さんにわかりやすいほうがいいと思います。それから景観に関して先ほど他の委員からもいろいろお話がありました。大阪府の景観計画では北摂の場合は北摂の山並みが西国街道から見えるというような記述があったと思うんですが、その景観というのは第四次でも出てきていますが、これを読んで思うのは、今島本町の中でも元々な景観ということが主観的なもので人によって捉え方も違います。大阪府はたまたま北摂について書いていますけども、それを知っている人もそんなにいないと思います。だから例えば、良好な景観誘導を図るとともにとありますが、町民の中で、景観ワークショップみたいなもので、町民の中のコンセンサスがいったほうが、より一層景観形成という取組が進めやすくなると思います。

部会長 ファミリー農園等については、事務局から、土地利用の推進のところに入れるべきものかどうか、あると思いますので、他に適切な場所があるかどうかを議論したいと思います。それから②「良好な住環境の形成」の開発行為等については、もう少しわかりやすいというところで少し理解に齟齬が発生しやすいようなところがありましたら、もう少し具体的に述べていただきたいというのがひとつです。これは例えば具体的なそれぞれ専門の法律がすべてバックにありまして、開発審査会等でいろいろなところで議論をしたりとか、都市計画課で何十もの開発行為のプロセスがあるので、そのあたりのことを言っていると思いますが、どのあたりかをもう少し具体的に言うていただくと、記述の変更等が可能かどうかについて、より具体的に検討できるかと思います。景観についても、景観計画を立てるところが書いてあるので、その具体的な内容等については、どんなことを守っていきたくということも含めてそちらの方で書いてある内容のとおり、もしも実現できれば、進んでいくのかなと理解はしております。

委員 「生産緑地地区の指定を促進し」とありますが、生産緑地は市街化区域内の農地を税制措置し、農地を持ちやすくしようと。ただこれは、所有者の権限が多大了。所有者の理解がなかったらできないという

ことです。今回島本町も1.8ha指定しました。本当にここに生産緑地があったらいいなというところにあれば、多面的機能として防災の時に役立ちます。緑地のところに作ってしまっても、あまり意味はないと思います。税金をまけたというだけで。人口がかなり集中しているその中に例えば1,000平米の農地があれば、そこを生産緑地にすると、万が一地震や火災の際に、そこに逃げられることや仮設ができるといったことが目的です。そのあたりも考えて。ただ作ったらいいというだけではなく、適正な生産緑地ということが大事だと思います。

**部会長**

防災空地とか、そういう形で相当体力のある自治体ではないとなかなかこういった農地を買い取って、それを空地にしていくというようなことで、万が一なんらか自然災害等が起きた時にその空間を活用したりということを用意し始めたところもちろんありますが、そのあたり先ほどおっしゃっていただいたので所有者の理解であったりとか、地域の中でそういった空間が必要かどうかというところを総合的に検討していく。まさに都市計画の審議会に関わる、特に生産緑地は大きな審議事項となっておりますので、そのあたり、特にその指定を促進するというところに、今どういうふうな観点からと今多面的な機能と書いてありますが、そのあたりをより具体化、多面的ということが少し分かりづらいのかもしれませんので、そのあたりをどんな活用の仕方があるのかについて、事例収集しながら可能性については書いておくということがあろうかと思えます。

**委員**

先ほど他の委員もおっしゃっていたのですが、景観形成する景観とは何か、いろいろな主観があるってことです。町民の皆さんが主体となって、こんな街がほしいというワークショップがあればほしいなおっしゃっていて、平成24年に5回開催されています。もっと活発にされてもいいと思うし、町民同士がいろいろな意見があると思うので、そういう活発に知れる機会があったらいいなと思います。景観行政団体への移行と景観計画、景観条例の策定に向けた取組を進めますというのは、全く第四次と同じことを書かれていて、逆に言うと実行できなかったということもあると思いますが、今回も書いてくれたということは前向きにできるように取り組んでいただくと受け止めています。今、よく話題になっております高さ制限については、景観条例に含まれることなのかということと、景観条例を策定した場合、町にとってメリットとデメリットが、もしあればわかりやすく教えてください。

**担当課**

景観に関する件ですが、高さ制限の件につきましては、高さ制限をする手法は、都市計画上の手法を用いると多々ありまして、また例えば最高限度の高度地区を都市計画決定する等ございますが、こういった内容につきましては、その詳細については、都市計画マスタープラン等の策定の際にその手法等も議論して検討したいと考えております。あと景観の高さ制限を行う場合という話ですが、もちろん景観に配慮することによって高層建築物を建てることを規制するとなった場合ですが、建ぺい容積との関係等がありますが、従来上に積む部分が横に広がるといった意味合いでのデメリット、メリットがあると考えております。

**部会長**

他におそらく高さ制限をつけていくと、土地の価値が当然ですが、制限が付くこととなりますので、おそらくそういったことに同意をされない所有者の方も当然おられると思いますし、土地の価値自体にも影響を与えるということで、そのあたりはやってみないと分からないですが、いろいろな他の自治体の事例などもありますので、そういったことを踏まえて、都市計画は、他人の土地等に対する権利、財産を侵害する可能性もあるので、そのあたり慎重に議論して進めていかないといけないということで、都市計画審

議会が別途設けられていてというプロセスになっています。それでいただきました景観に関するワークショップ、特に住民参加については、景観計画を進めていくプロセスの中で、できるだけ住民の意見、それから住民の参画をより促しながら、島本町のなかでどんな景観を守っていかないといけないのか、そういったことを議論する場を提供するというようなことについては、第四次よりもより進んだ形で記載出来ると思いますので、3番で、少し記述見直しを検討させていただきたい。

**委員** 高度利用を制限した場合、容積率が同じ場合、高さが低くなるから横に出ます。逆に5階建ての広い建物が建つということで、ブロック塀が出来たような感じになり、逆に地上からの景観が悪くなります。その場合は容積率も小さくしないと意味がない。そうすると土地の値打ちがなくなるので、なかなかこれは難しい問題だと思います。

**部会長** これは一概に答えの出る話ではないので、具体的なところで何かありますか。

**委員** 私がおこなっていた時は、建物の色まで大体決めました。権限はないけど、やりました。開発許可を出す前の段階でどう対応できるかということが、ものすごく大事だと思います。そのあたりをしっかりと先生と相談してどう盛り込むかを議論されたいと思います。

**委員** 2-4「上下水道」について、昨今大災害が続いていますが、どこの被災地見ても水道が出ない、水が出なかったら何もできないということで、水道の重要性は、大変見直されている時です。この参考指標を見ると、水道管路の耐震適合率は28%と出ていますが、これは大阪府、近隣と比較すると、どういう状況でしょうか。島本町の水道施設の耐震化率はどうなっていますか。管路の老朽化率が出ていないので、その指標を出していただいて、近隣の市町村、大阪府の平均と比較していただきたい。こういったところにお金を投じていかないと、今後心配があるのではないかと。電源が喪失した場合、水を送るポンプを動かす自家発電の設備があると思いますが、大体何日分くらいの燃料の備蓄がされているのかといったことも近隣の市町村とか大阪府の平均とかのデータがあると思いますので、ここで参考指標に上げていただければ、今後どういうふうに行行政として対応していくのかという方向性の一助になるのではないかと思います。

**担当課** 大阪府の平均等について、次回に提出させていただきたいと思います。

**部会長** 特に2-3、2-4については、十分今日議論できていませんので、また次回に少し持ち越して、このあたりから議論をさせていただきたいと思います。先ほども申しました通り、こういったインフラに関わることは、なかなか馴染みのないものなので、こんな情報をといったものや、第四次、第五次でどう変わっていくのかについて、お聞きしたい内容がありましたら書面等で事務局に出していただきまして、次回の部会の時に出来るだけ対応していただきたいと思いますが、皆さんの疑問とかですね、次の方向性、どんな新しい考え方があるのか等についてキーワードを盛り込むところを次回以降に2-3から、皆さんの方からご意見いただきたいと思っています。

**委員** 進め方について質問をさせていただきたいです。2-1についても、まだ用意していたことがありますので、事務局に提出すれば次回の議論は2-1も含めてされるということでしょうか。

**部会長** いただいた意見は最後の全体会にも持っていきますので、捨てられるとか無視されるとかいうことは全くないので、時間の制約があるなかで最大限対応させていただきます。

**委員** 時間のことでマネジメントが大変とは思いますが、前回は話が出ていたのですが、時間は多少伸びても、私は日当で貰っていますから。

**部会長** 委員の皆さんで進めるべきものですので、個人がいいという判断ですべてが変更できることではないので。

**委員** いたずらに延ばすという意味ではなく、必要な議論をさせていただきたいと、これはすごく重要な会議なので、当たり前前の範囲のなかで極端なことはいけませんから、合理的な範囲の中で少くらしい時間が伸びてもということはあるので是非お願いしたいところです。前回もかなり長時間やった例がありますから、この審議会をお願いします。

**部会長** 私のほうは、できるだけ、ここに来られている委員の方々に広く意見を募って、本当にこの先の島本町の将来に向けて大切なキーワードであるかということをご判断いただきながら、そういったことが資料に反映されていくということを、限られている時間の中で最大限頑張っていきたいと思いますので、是非ご協力をよろしくお願いします。

それでは今日はこの基本計画の2章の2-2までというところで、もちろん先ほど申し上げたように、まだ言えてないようなところ等につきましては次回に部会等で継続して審議していきたいと思います。

### 3 その他

**部会長** 案件3「その他」にまいります。今回初めての部会ということで、進めさせていただいたんですが、十分途中休憩いれるとか、なかなか対応できなかったところもあるので、次回からの運営方法については、検討させていただきたいと思います。ほかに関心のお気づきの点ありましたらよろしくお願いします。

**委員** 今回たくさん資料をいただきました。私たちに届いたのが先週の金曜日の夜ですが、しかもメールでいただきましたがメール届かない方にはどういった形で、直接お渡しされたのですか、紙で。

**事務局** 普段ですと郵送とメールの方に分かれていますので、郵送の方については、持参しました。

**委員** 金曜日の夜にいただきました。聞きたいことがあっても土日で、月曜日にはもう第1部会があって、その次は祝日です。本当にこれを読み込んでいくのはとてもタイトです。それから次はもう一週間後に迫ってますし、資料はもう少し早くお願いしたい。全部じゃなくてもいいです。ぜひお願いします。

**部会長** これは事務局の方で、文章それから資料等も踏まえていろいろな部署におそらくチェックをしていただいていたか、正確性を担保するために時間がかかっているのだと思いますが、今回、第五次総合計画基本計画の素案ということで配られましたので、3回の議論の中でお気づきの点がありましたら、その都度出していただくということで、次回の対応についても、出来るだけ事務局のほうで速やかに資料の配布等が

できるものについては、事務局のご判断にお任せしたいと思いますが、そういった形で進めさせていただけたらと思います。ありがとうございます。これで第1回目の部会を終わらせていただきたいと思います。

**<終了>**